平成28年第3回白石町議会定例会会議録

会議月日平成28年6月7日(第1日目)場所白石町役場議場

場 所 白石町役場議場 開 会 午前 9 時30分

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	\prod	﨑		平	10番	秀	島	和	善	
2番	前	田	弘沙	欠郎	11番	井	﨑	好	信	
3番	溝	П		誠	12番	大	串	弘	昭	
4番	大	串	武	次	13番	内	野	さよ子		
5番	吉	畄	英	允	14番	西	Щ	清	則	
6番	片	渕		彰	15番	岩	永	英	毅	
7番	草	場	祥	則	16番	溝	上	良	夫	
8番	片	渕	栄_	二郎	17番	久	原	房	義	
9番	久	原	久	男	18番	白	武		悟	

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

- 3. 出席議員は次のとおりである。 応招議員に同じ
- 4. 欠席議員は次のとおりである。 不応招議員に同じ
- 5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町	長	田	島	健	_	副	H	Ţ	長	百	武	和	義
教 育	長	北	村	喜り	人次	総	務	課	長	本	Щ	隆	也
企画財政語	課長	井	﨑	直	樹	税	務	課	長	木	下	信	博
住 民 課	長	門	田	和	昭	保	健福	祉護	長	大	串	靖	弘
長寿社会記	果長	矢	JII	又	弘	生	活環	境護	長	門	田	藤	信
水 道 課	長	喜	多	忠	則	下	水道	道 課	長	堤		正	久
農業振興調	果長	鶴	﨑	俊	昭	産	業創	生護	長	久	原	浩	文
農村整備記	果長	Щ	\Box	弘	法	建	設	課	長	荒	木	安	雄
会計管理	里者	小	池	武	敏	学	校教	育護	長	松	尾	裕	哉
生涯学習記	果長	千	布	_	夫	農業	委員会	会事務	局長	西	Щ	里	美

6. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 吉岡正博 中原賢一 議事係長 議事係書記 峯 茂子

7. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

10番 秀島和善

井 崎 好 信 11番

8. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案上程(提案理由の説明)

日程第4 報告第1号 公益財団法人白石町文化振興財団に関する報告について

日程第5 報告第2号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償額の決定につ いて)

日程第6 報告第3号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償額の決定につ いて)

日程第7 報告第4号 平成27年度白石町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告に ついて

日程第8 報告第5号 平成27年度白石町農業集落排水特別会計繰越明許費繰越計 算書の報告について

日程第9 請願上程(請願の説明)

9 時30分 開会

〇白武 悟議長

ただいまから平成28年第3回白石町議会6月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

ここで申し上げます。夏のエコスタイルとして白石町議会も議員申し合わせにより、 今会期中、議員は議場入退場時は上着を着用するが、ネクタイは着用しないというこ とにしております。なお、会議中は上着を脱いでもよいことといたしておりますので、 御理解をよろしくお願い申し上げます。

諸般の報告を行います。

各報告書、資料等は事務局において閲覧に供しますので、御確認をお願いをいたし ます。

また、監査委員からの例月出納検査、工事検査の報告書も配付をしておりますので、 御確認をお願いします。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、地方自治法第121条の規定による議会の出席要求に対する執行機関側の説明 員はお手元の名簿のとおりです。

日程第1

〇白武 悟議長

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

白石町議会会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、秀島和 善議員、井﨑好信議員の両名を指名します。

日程第2

〇白武 悟議長

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、去る6月1日の議会運営委員会において今期定例会に上程される議案等の件数、一般質問の通告等について審査の結果、既に配付しています会期日程案のとおり6月7日から16日までの10日間にしたいと存じます。これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、本日から6月16日までの10日間とすることに決定いたしました。

日程第3

〇白武 悟議長

日程第3、町長より議案が提出されています。これは皆様に配付しております一覧表のとおりです。専決処分5件、条例改正等4件、補正予算3件、以上12件の議案を一括して議題とします。

ただいま上程しました議案について提案理由の説明を求めます。

〇田島健一町長

皆さんおはようございます。

まずもって提案理由の前に、先般4月に発生いたしました熊本地震でお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りいたしますとともに被災された方々にお見舞いを申し上げます。一日も早い復興を願い、白石町といたしましてもできる限りの支援を行っていく所存でございます。

さて、本日、平成28年第3回白石町議会定例会の開会に当たり、提案いたしました 議案について、その概要を御説明申し上げます。

まず、専決処分が5件ございます。

議案第36号「専決処分の承認について(行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について)」は、本年3月議会で可決いただきました条例につきまして可決後に国から固定資産税に関する取り扱いを変更する旨通知がありましたため専決処分を行ったものでございます。

議案第37号「専決処分の承認について(白石町税条例等の一部を改正する条例につ

いて)」と、あわせて議案第38号「専決処分の承認について(白石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)」は、地方税法等の一部を改正する法律等が本年3月31日に公布されたことに伴うものでございます。

議案第39号「専決処分の承認について(平成27年度白石町一般会計補正予算(第7号))」につきましては、白石農業塾の事業財源の変更及び特別交付税に関する補正を行ったものでございます。

議案第40号「専決処分の承認について(平成28年度白石町国民健康保険特別会計補 正予算(第1号))」につきましては、平成27年度会計において歳入不足が生じたた め平成28年度会計から繰上充用を行うものでございます。

以上について御報告し、議会の承認を求めるものでございます。

次に、条例案件が1件ございます。

議案第41号「白石町有明干拓記念公園条例の一部を改正する条例について」は、同公園内にパークゴルフ場を設置することに伴うものでございます。

議案第42号「杵藤地区広域市町村圏組合規約の変更に係る協議について」は、同組合のふるさと市町村圏基金に関する規約変更の協議について議決を求めるものでございます。

議案第43号「町道路線の認定について」は町道第二東区線の延伸に関するもの、議 案第44号「平成28年度須古小学校校舎外壁等改修工事請負契約について」は議会の議 決に付すべき契約の締結に関するものでございます。

最後に、予算案件が3件ございます。

議案第45号「平成28年度白石町一般会計補正予算(第1号)」、議案第46号「平成28年度白石町農業集落排水特別会計補正予算(第1号)」、議案第47号「平成28年度白石町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算(第1号)」については、それぞれの会計について所要の補正を求めるものでございます。

提案いたしました議案につきましては以上のとおりでございます。提案議案の詳細 及び報告案件につきましては、担当課長から説明させます。それぞれに十分に御審議 賜りますようお願いいたします。

〇白武 悟議長

次に、議案第36号から議案第47号までの内容説明を求めます。

〇本山隆也総務課長

総務課所管分について御説明いたします。

議案第36号「専決処分の承認について(行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について)」承認を求めるものでございます。

議案を2枚お開きいただいて3枚目、改正本文をごらんください。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については、平成28年3 月議会において制定を行ったものでございますが、その第5条として白石町固定資産 評価審査委員会条例の一部を改正しております。今回の提案は、その一部改正した固 定資産評価審査委員会条例について国からの通知により固定資産評価審査委員会条例 の一部改正令の内容を一部修正する旨の通知があったため、その通知内容に合わせて 条文の改正を行ったものであります。条例施行は平成28年4月1日とする必要があっ たため専決処分としております。

改正内容については、一部改正した固定資産評価審査委員会条例について経過措置 に関する条文の表現の変更であります。改正後の条例の適用を固定資産課税台帳に登 録した旨の公示日が平成28年4月1日より前の日であれば改正前の条例の適用となり、 4月1日以降であれば改正後の条例の適用とする内容であります。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

〇木下信博税務課長

それでは、税務課所管であります議案第37号「専決処分の承認について」御説明申 し上げます。

地方税法の一部が改正されたことに伴い白石町税条例の一部を改正するものですが、この施行期日が平成28年4月1日であったため、地方自治法第179条第1項の規定により平成28年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し承認を求めるものでございます。

内容につきましては新旧対照表により御説明をいたします。

新旧対照表の1ページをごらんください。

まず、第56条は、固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告につきまして法律改正に合わせて非課税適用に係る改正を行ったものでございます。 次に、2ページをごらんください。

附則第10条の2は地方税の軽減の特例措置について、地方自治体が条例で決定できる仕組みであるわがまち特例制度の対象として今回6件の固定資産税の課税標準に関する特例を追加し、次のとおりに特例割合を定めました。

附則第10条の2第5項では、津波対策の用に供する償却資産の特例割合を2分の1に、第8項では太陽光発電設備を3分の2に、第9項では風力発電設備を3分の2に、第10項では水力発電設備を2分の1に、3ページをお開きください、第11項では地熱発電設備を2分の1に、第12項ではバイオマス発電設備を2分の1とするものです。

次に、4ページをごらんください。

附則第6条第3項では、町たばこ税に関する経過措置で、新条例第98条第1項から第4項までのたばこ税の申告納付や還付に係る手続に必要な申告書様式の改正に伴い字句の追加を行ったものでございます。

最後に5ページをごらんください。

附則第6条第10項、第12項、第14項では、次の表に掲げる字句の改正によるもので ございます。

なお、施行期日は平成28年4月1日となっています。

以上で御説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

〇門田和昭住民課長

おはようございます。

それでは、住民課関連の議案の内容説明をさせていただきます。

議案第38号「専決処分の承認について」御説明いたします。

地方税法等の一部を改正する等の法律が平成28年3月31日公布、翌日の平成28年4月1日の施行に伴い白石町国民健康保険税条例の一部を地方自治法第179条第1項の規定により平成28年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し議会の承認を求めるものでございます。

今回の改正でございますが、内容的に2点の改正がなされております。まず1点目が国民健康保険税の課税限度額の引き上げ、2点目が国民健康保険税の軽減措置の拡充であります。

内容につきましては新旧対照表で御説明いたします。

まず、1点目の国民健康保険税の課税限度額の引き上げでございます。

新旧対照表の4分の1ページをお開きください。

右側が現行条例、左側が改正案でございます。

まず、課税額を定めております第2条第2項中、ただし書き中、基礎課税額52万円を54万円に改め、同条第3項ただし書き中、後期高齢者支援金等課税額17万円を19万円に改めるものでございます。さらに、国民健康保険税の減額を定めております第23条中、52万円を54万円に、17万円を19万円に改めるものでございます。この2条、第23条の改正が保険税の課税限度額を引き上げるものでございます。

参考までに、据え置きされました介護納付金課税額を含めた全体の国民健康保険税限度額は、改正前の85万円が改正後89万円に引き上げられております。

また、本町の影響としましては、平成27年度の保険税算定数値で比較しますと限度 額超過世帯数で改正前が264世帯に対し改正後が251世帯と13世帯の減になっておりま す。保険税額にしまして957万円ほどの増額になると試算をしております。

次に、2点目の国民健康保険税の軽減措置の拡充であります。新旧対照表の4分の2ページの第2項中、26万円を26万5,000円に改めるものでございます。さらに、4分の3ページをごらんください。同条3項中、47万円を48万円に改めるものでございます。これらは保険税の5割軽減、2割軽減の対象なる所得の算定に係る所得基準額を引き上げることによりまして軽減措置の拡充を図るものでございます。

参考までに給与所得者65歳未満の2人世帯の前年度の総所得金額が改正前と改正後では5割軽減枠が85万円から86万円に、2割軽減枠が127万円から129万円に軽減枠が拡大されます。

なお、本町への影響ですが、これも平成27年度の保険税算定数値で比較しますと軽減世帯数は改正前1,774世帯に対し改正後1,791世帯、17世帯の増になります。また、保険税額としての影響は83万円ほどの減額になると試算をしております。ただし、この軽減枠拡大によります収入の減額については保険基盤安定繰入金で補填されることになります。

以上で議案第38号についての説明を終わります。

続きまして、議案が飛びますが、議案第40号「専決処分の承認について」御説明い たします。

同じく地方自治法第170条第1項の規定により平成28年度白石町国民健康保険特別

会計補正予算(第1号)につきまして平成28年5月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

内容につきましては、平成27年度白石町国民健康保険特別会計決算見込みにおきまして歳出額に対して歳入不足が生じたため、平成28年度の歳入を繰り上げてこれに充てる繰上充用をお願いするものでございます。

予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

これは平成28年度白石町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の専決処分書でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億220万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億6,220万円とするものでございます。続きまして、歳入歳出補正予算の事項別明細で説明申し上げます。

7ページをごらんいただきたいと思います。

まず、歳入でございますが、4款国庫支出金、療養給付費等負担金に1億220万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、8ページの歳出でございますが、13款前年度繰上充用金といたしまして1億 220万円を新たにお願いするものでございます。

なお、平成27年度決算見込みにつきましては、ことし3月議会において議決をいただきました累積赤字の解消分の一般会計からの繰入金1億円を含みまして単年度収支見込みにおいて約6,485万円の黒字を見込んでいるところでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〇井﨑直樹企画財政課長

おはようございます。

企画財政課の関連の予算及び議案について説明させていただきます。

まず、議案第39号「専決処分の承認について(平成27年度白石町一般会計補正予算 (第7号))」について御説明いたします。

本予算は3月25日に特別交付税の額が確定いたしました。また、国庫支出金の地方 創生加速化交付金の2つの事業のうち1つの事業の白石農業塾が不採択になりました ので、歳入財源の組み替えと特別交付税の決定により公共施設整備基金の積み立てを 専決いたしたものです。

専決処分書の7ページをお願いいたします。

地方交付税です。地方交付税のうち特別交付税を1億3,562万円、その下、国庫支出金の2,250万円を減額し400万円、交付税につきましては合計額が55億1,761万1,000円、国庫負担金は400万円となっております。

8ページをお願いいたします。

財産管理費、25節の積立金で公共施設整備基金積立金を1億1,312万円を補正して おります。地域づくり推進費の財源内訳の中ですが、国庫支出金2,250万円を減額し、 同額を一般財源を充て財源更正したものです。

続きまして、議案が飛びますが、議案第42号をお願いいたします。

議案第42号「杵藤地区広域市町村圏組合規約の変更に係る協議について」御説明を いたします。 新旧対照表をお願いいたします。

3ページ目、新旧対照表をお願いいたします。

第14条は基金に関する財産の処分の制限を定めた条項です。広域圏でふるさと市町村圏基金、総額10億円を持っております。現行の規定では、この基金から出る運用益を組合傘下の各市町村で実施する事業へ出資した割合で配分され事業をしておりました。この規約を今回改正し、組合の議会において議決を得た場合にはこの基金の原資を処分することができるよう改正するものでございます。

続きまして、議案第45号をお願いいたします。「平成28年度白石町一般会計補正予算(第1号)」です。

補正予算の1ページ目をお願いいたします。

既決の歳入歳出予算に2億4,808万8,000円を追加し、補正後の予算を126億6,408万8,000円とするものであります。

なお、予算の内容につきましては、別紙の予算説明資料に記載のある事業について は後だって説明があると思いますので、内容の説明は割愛させていただきます。

予算書の7ページをお願いいたします。

教育使用料、これは後もって条例改正で説明がありますが、13節使用料及び賃借料 にパークゴルフ場の使用料を計上しております。

予算書10ページをお願いいたします。

8目の地域づくり推進費、12節役務費の中に108万円の広告料を計上しております。これはふるさと寄附金に関するインターネットでの募集に関する委託先であるふるさとチョイスに宣伝広告を載せるための経費でございます。その下の段の19節負担金補助及び交付金の中のコミュニティ助成金450万円ですが、これは揚田公民館の空調等設備と六府方区の浮流道具一式の整備事業が採択を受けており、財団法人自治総合センターから交付されるものでございます。

予算書12ページをお願いいたします。

2項の児童福祉費の7節賃金のほうですが、310万8,000円を補正しております。これは4月1日付の人事異動で保育園から町職員へ異動したためと障がい児保育のため保育士が必要になったために補正しております。

予算書13ページ下の段をお願いいたします。

下水道費に14万6,000円繰出金を計上しておりますが、これは農業集落排水施設から発生する泥土を堆肥化し袋詰めする際の圧着機が動作不良を起こし作業に支障を来しておりますので、その機器購入のため一般会計から繰り出すものでございます。

予算書15ページをお願いいたします。

土木管理費の13節委託料412万2,000円を増額し、19節の負担金補助及び交付金を同額の412万2,000円を減額しておりますが、これは佐賀県内の市町村で合同で航空写真を撮影する事業です。当初は県が入札を一括して行いますので、19節で負担金として計上しておりましたが、契約はそれぞれの市町ごとになるという連絡がございましたので、委託料のほうに組み替えたものでございます。

17ページをお願いいたします。

17ページの中学校費、教育振興費で9万円を補正しておりますが、これは、がんの

教育総合支援事業に福富中学校が県の指定校とされました。その経費を計上したものです。

以上、一般会計議案につきましての説明を終わります。よろしく御審議方お願いい たします。

〇千布一夫生涯学習課長

それでは、生涯学習課所管であります議案第41号「白石町有明干拓記念公園条例の 一部を改正する条例について」御説明いたします。

この条例につきましては、現在有明干拓記念公園内に整備を進めておりますパークゴルフ場の設置に伴い使用料等を定める必要があるため所要の改正を行うものでございます。改正内容につきましては、最後のページの新旧対照表により御説明いたしますのでお開きください。

右側が現行、左側が改正案となっております。

まず最初に、第3条に公園内に白石パークゴルフ場を設置するとして新たに条文を 追加するものでございます。

次の第4条は、先ほどの第3条が新たに追加になったことにより条番号が繰り下がったものでございます。

次に、第5条は、パークゴルフ場の使用料等について別表のとおり徴収する旨の規 定を加えております。

次に、第6条は、町長が必要と認める場合においては使用料等を減免することができる旨の条文を新たに追加するものでございます。

最後に、第7条は、第3条及び第6条が新たに追加になったことにより条番号が繰り下がったものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第41号の御説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〇荒木安雄建設課長

それでは、建設課所管の議案第43号「町道路線の認定について」御説明申し上げます。

町道路線の認定については、道路法第8条第2項の規定により議会の議決が必要な ため提案するものでございます。

認定路線は福富地域で現在農道南部31号線であります。平成30年度完了予定で、道の駅が計画がなされ、西側からの出入りが予定されており、公共性を伴いますので、今回農道から町道へ一部編入するものでございます。

次ページの町道路線の認定区間と図面をごらんください。

町道第二東区線、起点、白石町大字福富3832番2地先、終点、白石町大字福富下分311番地先となります。農道南部31号線の一部を廃止し、町道第二東区線の延長を226メートル延伸し、総延長663メートルにするものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〇松尾裕哉学校教育課長

それでは、議案第44号「平成28年度須古小学校校舎外壁等改修工事請負契約について」御説明をいたします。

契約の目的は、平成28年度須古小学校校舎外壁等改修工事、工事場所は白石町立須古小学校でございます。

契約の方法は指名競争入札、契約金額は税込みの6,501万6,000円でございまして、 契約の相手方は白石町大字遠江303番地13、富士建設株式会社でございます。

本工事につきましては、昭和50年建築の南校舎及び昭和60年建築の北校舎の外壁改修、屋上防水改修及び教室等の照明器具改修を行うものでございます。

工事内容でございますが、まず南校舎につきましては外壁の劣化部補修及び塗装改修が2,059平方メートル、屋上全面の劣化部補修及び防水改修が1,202平方メートル、そして普通教室及びパソコン室等の照明器具改修が97台となっております。また、北校舎につきましては外壁の劣化部補修及び塗装改修が1,910平方メートル、屋上一部の劣化部補修及び防水改修が427平方メートル、そして普通教室の照明器具改修が24台となっております。

去る5月27日に6社による入札を行いまして、入札の結果、落札金額6,020万円、落札率95.79%で富士建設株式会社が落札をいたしましたので、6月1日に仮契約を行っております。

今回の契約につきましては、白石町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は 処分に関する条例第2条の規定によりまして議会の議決を求めるものであります。御 審議のほどよろしくお願いいたします。

〇堤 正久下水道課長

おはようございます。

下水道課所管の第46号及び第47号議案について御説明を申し上げます。

まず、議案第46号「平成28年度白石町農業集落排水特別会計補正予算(第1号)」についての御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いをいたします。

歳入歳出予算の補正でありますが、既決の予算に歳入歳出それぞれ14万6,000円を 追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億3,114万6,000円とするものでございます。 予算書の8ページ、2目資源循環施設管理費をお願いをいたします。

補正の内容につきましては企画財政課長が一般会計補正予算で御説明をいたしました器具を新たに購入する備品購入費14万6,000円をお願いをいたしているところでございます。財源につきましては、前のページ、予算書7ページの一般会計繰入金を充当いたしております。

農業集落排水特別会計につきましては以上でございます。

続きまして、議案第47号「平成28年度白石町特定環境保全公共下水道特別会計補正 予算(第1号)」について御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いします。

歳入歳出予算の補正でありますが、既決の予算に歳入歳出それぞれ1億7,500万円

を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億2,500万円とするものでございます。 今回の補正につきましては、公共下水道施設整備費の委託料及び工事請負費の追加を お願いをいたしておるところでございます。

補正の理由につきましては、平成27年度に実施した詳細設計の結果に基づき本年度 工事地区の枝線管渠延伸と開削工法より推進工法への変更及び来年度工事実施地区予 定地区の詳細設計を実施することにより事業の進捗を図りたいと考えているところで ございます。

予算書の8ページをお願いいたします。

13節委託料では、次年度の工事地区の測量設計委託料1,000万円、15節工事請負費 1億6,500万円をお願いをいたしております。この財源につきましては7ページをお 願いをいたします。

3款の国庫支出金、汚水処理施設整備交付金7,500万円、8款町債、下水道事業債といたしまして5,990万円と過疎対策事業債4,010万円、計の1億円を見込んでおります。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

日程第4、5、6

〇白武 悟議長

日程第4、報告第1号「公益財団法人白石町文化振興財団に関する報告について」並びに日程第5、報告第2号及び日程第6、報告第3号「専決処分の報告について(和解及び損害賠償額の決定について)」は、報告者が同じですので、続けて報告を求めます。

〇井﨑直樹企画財政課長

報告第1号、報告第2号、報告第3号の報告します前に報告書の報告第3号のほう に字句の誤りがありましたので、訂正をお願いいたします。

報告第3号「専決処分の報告について」、1枚めくっていただきまして、相手方の住所、「白石町大字」に修正をお願いいたします。「白石町大」となっておりますが、「白石町大字」に修正をよろしくお願いいたします。まことに申しわけありません。

では、報告第1号につきまして御報告申し上げます。「公益財団法人白石町文化振興財団に関する報告について」、経営状況について御報告いたします。

この報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定により財政状況の公表等を行う ものです。去る5月27日、白石町文化振興財団において平成27年度の事業報告並びに 決算報告等が承認されました。なお、平成28年度も引き続き事業の企画運営に皆様の 御協力をいただきながら積極的な自主事業に取り組まれています。

それでは、27年度の事業等につきまして報告をもとに御説明いたします。

報告書の1ページをお願いいたします。

自主文化事業では、映画上映会のほか音楽部門の事業として第9回ふれあい郷音楽祭、金子三勇士が奏でる音と触れ合うコンサートと第10回ふれあい郷ピアノ発表会を行い、多くの方に来場していただきました。また、芸能部門の事業といたしまして次

の2ページ目をお願いいたします、芸術講演を開催しております。多数の町民の皆様 にお越しいただき好評を得ております。

4ページ目から5ページ目をお願いいたします。

4ページ目をお願いいたします。

自有館では、町内外の皆様方による文化活動の発表会や各種講演会、研修会等に活用いただいた結果、平成27年度では件数で304件、人員で3万28人、使用料で224万1,129円となっております。平成26年度より利用人数では6人の減ですが、利用収入では17万4,784円の増となっております。全体的に利用者の減少はあったものの、使用料収入については減免対象の減少と各種商談・展示会等の有料イベントが増加したことにより8%の増となっております。

7ページをお願いいたします。

爽明館では園児、小学生、一般を対象とした水泳教室等などの事業を実施し、健康づくりに利用していただいております。利用人員で4万5,700人、利用料で1,425万6,960円となっております。

利用料については次のページの8ページに月ごとと合計の金額がございます。 1,425万6,960円です。

次に、町内の保育園児の水泳教室の開催や町の保健事業や総合型スポーツ教室の一環として水中運動教室の実施、施設内の環境美化運動活動のほか水泳教室では園児のバス送迎を行うなど利用者に対するサービスの向上と利用促進に努めております。なお、利用者数、収入とも微増となっておりますが、さきの評議員会において白石町民の利用を促進するようなPR活動に努めるよう提言をいただいておりますので、今後一層の推進を図っていかれるものと思います。

10ページをお願いします。

遊喜館の使用、徴収状況でございます。遊喜館につきましては子どもクラブや小・中、高校等の部活動、スポーツクラブ、宿泊訓練等に利用されるとともに、家族や地域の仲間同士でのバーベキュー、事業所の慰労会や親睦会など幅広く利用されています。利用件数では201件、人数は6,959人、利用料につきましては67万5,300円となっております。

11ページをお願いいたします。

下のページになります。芝公園は親と子の触れ合いの場、一般の方々の散歩、休憩の場として、またグラウンドゴルフやゲートボール、サッカー等の練習場として定期的な利用、集落単位での活用や園児、小学生の遠足、高齢者のレクリエーションなど幅広い年齢層に利用いただいております。利用人数は3万3,310人です。

12ページから14ページは自主事業の実績報告書でございます。自主事業としては音楽祭やピアノコンサート等の公演による入場料収入と保育園や小学校の水泳教室による事業収入を合わせた収入は212万820円となっております。

15ページをお願いいたします。

27年度の決算報告書でございます。15ページが収入の部、16ページから18ページが支出の部でございます。

収支決算について申し上げますが、18ページをお願いいたします。

18ページ下段のほうです。収入合計決算額が1億688万4,521円、支出合計決算が1億64万1,236円となり、28年度へ繰り越す額としては624万3,285円となります。

次に、26ページをお願いいたします。

26ページに監査報告書、27ページから30ページまでは28年度の事業計画及び予算、 31ページにつきましては自主計画を掲上しております。

今後も皆様に親しまれるふれあい郷として町内外の方々が気楽に利用できる施設運営と文化施設、健康づくりの場として活用を図っていかれることを期待し27年度の報告といたします。

続きまして、報告第2号をお願いいたします。

報告第2号「専決処分の報告について」と報告第3号、同じく「専決処分の報告について」は、事故原因が同じものでございます。平成27年10月3日午前9時ごろ町の嘱託職員でございますが運転する自動車が白石町大字福田の県道武雄福富線を西方向へ走行中、ちょうど水道工事があっておりまして、工事の誘導に気づかず、徐行を始めていた前方の車両に追突し、さらにその前方の前2台を巻き込む3台の玉突き事故となった件についての専決処分の報告でございます。一番先頭の車両につきましては、平成28年12月8日の議会で御報告申し上げております。

報告第2号を1枚めくっていただきまして専決処分の承認のほうをお願いいたします。

報告第2号は、3台目のうち2台目の車両の分でございます。相手方はここに記載しているとおりでございます。町が相手の物損に対して賠償する額が83万3,000円、相手の障がいに対する額が98万8,438円です。和解が成立しておりますので、5月6日に専決処分により和解をしておりますので、報告いたします。

報告第3号をお願いいたします。

1枚めくっていただきまして報告第3号については、3台のうちの最後尾の車両の分になります。相手方はここに記載しているとおりでございます。町が相手の物損に対して賠償する額が68万4,560円、相手方の障がいに対する額が121万1,224円です。和解が成立しておりますので、5月16日に専決処分により和解をいたしましたので、御報告いたします。

以上でございます。

〇白武 悟議長

報告第2号について質疑ありませんか。

〇秀島和善議員

1点だけ担当課長に質問をさせていただきます。

質問する内容は、白石町の文化振興財団事業報告の内容ですけれども、ページ数で。

〇白武 悟議長

第2号でございます。

〇秀島和善議員

第2号。失礼しました。

〇白武 悟議長

第2号について質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようでございますので、報告第3号について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終わります。

日程第7

〇白武 悟議長

日程第7、報告第4号「平成27年度白石町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告」 を求めます。

〇井﨑直樹企画財政課長

報告第4号「平成27年度白石町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」御報告いたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、平成27年度の白石町一般会計繰 越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告いたします。

1枚めくっていただきまして一覧表のほうをお願いいたします。

ここに記載している事業、13事業の1億7,650万9,000円のうち1億5,647万3,000円を繰り越しております。特に申し上げますと、地方創生加速化交付金事業2,350万円のうち1,175万円、通知カード・個人番号カード交付事業715万2,000円のうち595万5,000円、りんりん公園整備事業2,200万円のうち1,937万4,000円、パークゴルフ場整備事業5,230万円のうち4,783万9,000円をそれぞれ繰り越しし、ほかの事業は全て予算で議決いただいた金額をそのまま繰り越して平成28年度に執行することといたしております。

以上でございます。

日程第8

〇白武 悟議長

日程第8、報告第5号「平成27年度白石町農業集落排水特別会計繰越明許費繰越計算書の報告」を求めます。

〇堤 正久下水道課長

報告第5号「平成27年度白石町農業集落排水特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」御説明をさせていただきます。

1枚めくっていただいて繰越計算書をお願いをいたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、当計算書のとおり報告をいたし

ます。

本事業については、牛屋西分地区の機能強化事業費578万5,000円を繰り越しして執行することといたしております。全額を繰り越しをいたしております。 以上でございます。

〇白武 悟議長

請願第1号が提出されました。これは皆さんのお手元に配付しているものです。

日程第9

〇白武 悟議長

日程第9、請願第1号を議題とします。 紹介議員の内容説明を求めます。

〇秀島和善議員

各議員のお手元に請願の趣旨、理由と請願書の文案が意見書として配られておりますので、私のほうからはお手元の請願の趣旨、理由を読み上げて趣旨説明とさせていただきます。

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の2分の1の復元を図るための2017年度政府予算に係る意見書の採択に関する請願書。

請願趣旨、理由。日本はOECD諸国に比べて1学級当たりの児童・生徒数や教員 1人当たりの児童・生徒数が多くなっています。また、障害者差別解消法の施行に伴 う障がいのある子供たちへの合理的配慮への対応、外国につながる子供たちへの支援、 いじめ、不登校などの課題など、学校を取り巻く状況は複雑化、困難化しており、学 校に求められる役割は拡大しています。また、学習指導要領により授業時数や指導内 容が増加しています。こうしたことの解決に向けて少人数教育の推進を含む計画的な 教職員定数改善が必要です。しかしながら、第7次教職員定数改善計画の完成後、 10年もの間、国による改善計画のない状況が続いています。自治体が見通しを持って 安定的な教職員を配置するため、国段階での国庫負担に裏づけされた定数改善計画の 策定が必要です。一人一人の子供たちへのきめ細かな対応や学びの質を高めるための 教育環境を実現するために教職員定数改善が不可欠です。義務教育費国庫負担制度に ついては小泉政権下で三位一体改革の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き 下げられました。幾つかの自治体においては厳しい財政状況の中、独自財源による定 数措置が行われていますが、国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子供た ちが全国どこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。 子供の学ぶ意欲、主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための 条件整備が不可欠です。こうした観点から2017年度政府予算編成において各事項が実 現されるよう地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関への意見書の提出を請願 いたします。

1つとして、子供たちの教育環境改善のために計画的な教職員定数改善を推進すること。

2つ、教育の機会均等と水準の維持の向上を図るため義務教育費国庫負担制度の負担の割合を2分の1に復元すること。

以上です。

各議員の御理解と御賛同、よろしくお願いします。

〇白武 悟議長

以上で本日の議事日程は終了しました。 あすから一般質問ですので、よろしくお願いします。 本日はこれにて散会いたします。

10時34分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条 第2項の規定によりここに署名する。

平成28年6月7日

白石町議会議長 白 武 悟

署名議員秀島和善

署名議員 井﨑好信

事務局長 吉岡正博